

社会保険診療報酬支払基金役員候補者の公募について

社会保険診療報酬支払基金の公益代表役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。詳しくは下記を御覧ください。

記

- 1 公募を実施する法人
社会保険診療報酬支払基金
- 2 公募する役員候補者の役職
理事(常勤)1名
- 3 任期
令和6年9月10日～令和8年9月9日
- 4 職務内容等
職務内容、待遇その他詳細については職務内容書をご覧ください。
- 5 応募期限
令和6年6月28日(金)必着
- 6 応募に関する問合せ先
社会保険診療報酬支払基金 人事部内 役員選考委員会事務局
〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3
電話 03(3591)7441 FAX03(3591)6707
E-mail : kikin48jinji@ssk.or.jp

職務内容書

社会保険診療報酬支払基金 理事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、診療報酬の審査・支払を通じて、公的医療保険制度の円滑な運営を支え、発展させていく役割を担っています。また、本格的なICT時代の到来を踏まえ、支払基金改革におけるICTの最大限の活用による審査事務の効率化・高度化の推進、審査事務集約後の新たな組織体制における審査結果の不合理的な差異解消の取組やオンライン資格確認等システムの基盤を活用し、国民の健康づくりや最適な医療に貢献するため、データヘルス事業の推進等が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、今回の公募の対象である理事には、医療全体の発展に資するため支払基金に求められている取組の達成に向け、理事長を補佐して厚生労働省をはじめとする関係機関と連絡調整を図りながら、強いリーダーシップと改革意欲を持って、職員の士気の向上や説明責任の履行の徹底に努め、業務を適正かつより効率的に運営することができる人材を求めています。

1 機関名：社会保険診療報酬支払基金

（法人の業務概要）

支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）であって、医療機関から請求された診療報酬（医療費）の「適正な審査」と「迅速な支払」を二大使命として業務を実施している。

この他に、高齢者医療、退職者医療、介護保険及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の業務も取り扱っている。

また、保健医療情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務（データヘルス関連業務）も実施している。

2 ポスト：理事（データヘルス担当）1名

〔任期：2年（令和6年9月10日～令和8年9月9日）〕

※理事は再任されることがあり、その場合の任期は2年です。

（参考）

定款第7条において「役員任期は、2年とする」、「役員は、再任されることができ」と定められています。

3 職務内容

常勤の理事として、支払基金全体の業務処理状況を常に掌理し、理事長を補佐して支払基金の重要な経営方針の立案に参画するとともに、常に改革に向けた意識を持って、社会保険診療報酬支払基金法、定款及び理事会の議決に基づき、次の支払基金の業務を執行する。

- (1) 予算、決算、経理全般及び契約事務の適正な運営管理を行う。
- (2) 診療報酬の審査支払業務の適正な運営管理を行う。
- (3) 審査委員会の適正な運営管理を行う。
- (4) ICTを活用した審査の充実、業務効率化等を行う。
- (5) 高齢者医療、退職者医療、介護保険及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の業務を統括する。
- (6) オンライン資格確認等システムを基盤とした電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービスの追加機能等の新たな保険医療情報提供サービスの開発、運営管理及び推進を行う。
- (7) 日本医師会、健康保険組合連合会等、関係団体との連絡調整等渉外業務を行う。
- (8) その他必要な業務を統括する。

4 必要な資格・経験

- ・支払基金の理事として医療保険制度に関する十分な識見を有していると認められること。
- ・政府において、進められているデータヘルス改革に関する知識を有していること。
- ・現在進められている支払基金改革について十分な知識を有していること。
- ・民間や公的組織において経費節減、サービス向上等の事業の改善、効率化に取り組んだ経験を有するなど、支払基金改革を実施していくに当たっての意欲や経験、先見性、実行力、責任感を有していると認められること。
- ・支払基金規模の組織を管理する十分なマネジメント能力を有していると認められること。
- ・支払基金の事業運営に関する方針の決定及び中長期的視点に立った事業展開を図ることができる能力、経験を有していること。
- ・審査の中立性・公平性の妨げになるような利害関係団体の役職に就くことや、誤解を招くような接触を慎むことができる等、人格高潔で高い倫理観を有していると認められること。
- ・原則として就任時に65歳以下であること。

5 勤務条件

- ・ 勤務形態 常勤
- ・ 勤務地 支払基金本部（東京都港区新橋2-1-3）
- ・ 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・ 給与 年収約1,450万円程度（役員給与規程に基づく）
- ・ 福利厚生 健康保険、厚生年金、企業年金基金、健康診断

6 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

(1) 第1次選考（書類選考）

「履歴書」、「職務経歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考とします。

なお、提出された書類に不備がある場合は、選考対象といたしません。

※ 第1次選考結果は、令和6年7月下旬までに、その合否について応募者全員にご連絡します。

(2) 第2次選考（面接選考）

第2次選考は外部有識者から成る選考委員会による面接選考とし、8月上旬から8月中旬に行う予定です。

第2次選考合格者は、8月に予定している理事会で選任議案として諮られます。

理事会で選任議決が得られた場合には、厚生労働大臣の認可を受け、理事として決定されます。

※ 第2次選考結果は、8月下旬までに、その合否について第2次選考を受けた方全員にご連絡します。理事への正式決定は、理事会での選任議決が得られ、厚生労働大臣の認可を受けられ次第、ご連絡します。

【社会保険診療報酬支払基金法(抜粋)】

第10条 理事長は、理事の互選によって、これを定める。

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

第11条 役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【社会保険診療報酬支払基金定款(抜粋)】

(役員の職務及び権限)

第5条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、この基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、この基金を代表し、理事長及び専務理事を補佐して、基金の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故のあるときには、その職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときには、その職務を行う。

(役員の選任)

第6条 理事長は、理事の互選によって、これを定める。

2 理事及び監事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から理事会で選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

5 役員の選任については、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 専務理事は、理事長が理事の中からこれを指名する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(3) その他

選考の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

7 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を支払基金人事部下役員選考委員会事務局宛て簡易書留により郵送又は直接持参してください。郵送の場合は、封筒の表に「社会保険診療報酬支払基金理事応募」と朱書きしてください。

○履歴書（JIS規格履歴書に最近3か月以内に撮影した写真を貼付のうえ、応募動機、学歴、資格、連絡先等の必要事項を詳細に記載してください。また、理事就任後、現在の役職を継続する場合又は新たに他組織の役員等に就任する予定がある場合は、「本人希望記入欄」に記載してください。）

○職務経歴書（任意様式により、職務経歴（前4の「必要な資格・経験」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載してください。）

○自己アピール文書

テーマ「支払基金で自分が貢献できること」

【作成要領】

- ・1,500字以上2,000字以下（文字数厳守）とする。A4版、横書き。
- ・支払基金改革における支払基金での今後の取組等を踏まえて、支払基金の理事として自分が貢献できることを記述してください。

※ 応募書類は自筆・パソコンいずれをもって作成していただいても結構です。

(2) 送付先

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 人事部下 役員選考委員会事務局

(3) 応募期限

令和6年6月28日（金）必着

8 欠格事由

定款第8条に定める欠格事由に該当する場合は、役員となることはできません。（兼業を禁止するものであり、応募の段階での要件ではありません。）

【社会保険診療報酬支払基金定款(抜粋)】

（役員の欠格条項）

第8条 政府又は地方公共団体の職員（保険者たる地方公共団体の職員及び非常勤の職員を除く。）は、役員となることができない。

9 その他

- 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用いたしません。
なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。
- 最終合格者には、健康診断書（過去1年以内に受診した健康診断結果の写し）を提出していただきます。

10 問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 人事部内 役員選考委員会事務局
（電話03-3591-7441）